

令和元年度第3回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和2年3月9日（月）午後6時00分から

会場：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 海老澤敬子 川尻聡 堀正孝 杉原政伸
（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開・法務担当 松原可奈子

総務部税務課長 宮原佐千子

総務部税務課課税第一係長 恩田孝

総務部税務課課税第二係長 小田島亜紀

総務部税務課課税第二係 有賀俊

総務部税務課課税第一係 石塚晃一

企画政策部情報政策課長 下笠博敏

企画政策部情報政策課IT推進担当主査 梅田裕次

企画政策部情報政策課住民情報系運用担当主査 田崎俊宏

欠席者：（委員）島川健治 清水和雄

1 開会

○総務課長 それでは、定刻でございますので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、新型コロナウイルスのこともありまして、マスクの着用等にご協力をいただきましてありがとうございます。私もこの状態でしゃべりますので、若干お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、ご容赦くださいませ。

それでは、着座させていただきます。

それでは、これから令和元年度第3回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

まず、出欠状況でございますけれども、本日は清水委員及び島川委員のお二方からご欠席のご連絡を頂戴しております。

なお、審議会条例の第7条第1項に規定する定足数は満たしておりまして、有効に成立しておりますことをあわせてご報告させていただきます。

本日の内容でございますが、個人住民税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評

価の再実施における重点項目評価書の第三者点検に係る諮問とその他3件の報告をさせていただき予定でございます。

議事に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。まず、諮問資料でございます。こちらについては、とじ込んだものでございますけれども、あらかじめ郵送させていただいております。

また、本日席上の配付資料といたしまして、報告第1号としまして、特定個人情報保護評価（PIA）取組状況、それから報告第2号としまして、死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて、さらにもう一点、報告第3号といたしまして、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表等について」という資料を配付させていただいております。

また、本日審議する上で、事前にお送りした資料でございますが、資料のご説明の際には、下の隅に通しのページを付けてございますので、そちらで申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。進行につきましては、内山会長によりよろしくお願いいたします。

2 議事

○内山会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず最初に諮問第4号、本日諮問いただいた事項について、ご審議をいただきます。事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 では私から説明させていただきます。諮問用の資料で、このとじ込んだほうでございますが、そちらをご覧ください。

まず、特定個人情報保護評価の概要でございます。こちらから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、前回の審議会におきまして、一度同じ内容で説明をしておりますので、説明は簡略化してご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

では、資料をお開きいただきまして、2ページをご覧ください。まず、特定個人情報保護評価とは何かということでございますが、2ページの上のスライドにあります特定個人情報保護評価の内容、こちらをご覧ください。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保

有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにその措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分と認められることを自ら宣言するものでございます。

次に、資料の3ページ、こちらは特定個人情報保護評価の対象でございますけれども、こちらの対象は特定個人情報ファイルを取り扱う事務となっております。

なお、特定個人情報ファイルとは、同じ3ページの下のスライドでございますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を言います。

次に、特定個人情報保護評価の実施手続です。こちらは資料をおめくりいただいて、5ページをご覧ください。まず、各評価機関においてしきい値の判断を行うこととなります。

しきい値とは、対象人数、取扱者数、重大事故の有無の3項目を基にしまして、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標でございます。このしきい値による判断に応じまして、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のいずれかを行い、個人情報保護委員会への提出を経て、公表を行うこととなります。

なお、全項目評価につきましては、パブリックコメント及び第三者点検が義務付けられております。また、本区におきましては、重点項目評価に該当する場合についても、義務付けはないのですが、第三者点検を実施することとしております。

次に、第三者点検についてでございます。こちらは、おめくりいただいて、資料8ページをご覧ください。第三者点検でございます。地方公共団体等が第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則となっております。

また、点検に当たりましては個人情報保護委員会における全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができると示されておまして、今回の審査に当たって主な確認ポイントを事務局が整理したものが、もう一度おめくりいただきまして11ページになりますが、資料4-2号というところで整理をさせていただいております。

簡単ではございますけれども、ここまでの、特定個人情報保護評価の概要でございます。以上です。

○内山会長 それでは、ただいまご説明いただいたところについてのご質問等がございますでしょうか。なければ次に進みます。

○総務課長 では、引き続き諮問事項につきまして、私から説明をさせていただきます。

この諮問第4号について、説明をするために所管課の職員の同席をさせていただきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

(税務課職員・情報政策課職員 入室)

○総務課長 では、ご紹介をさせていただきます。税務課からですが、宮原税務課長でございます。

○税務課長 税務課長の宮原です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、税務課担当の恩田係長です。

○税務課係長 恩田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それから、小田島係長です。

○税務課係長 小田島です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それと、有賀主査です。

○税務課主査 有賀と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 もう1名は石塚主事です。

○税務課主事 石塚です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それから、情報システムの所管である情報政策課からでございます、課長の下笠でございます。

○情報政策課長 情報政策課長の下笠でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、担当の梅田主査です。

○情報政策課主査 よろしくお願いいたします。

○総務課長 それから、田崎主査でございます。

○情報政策課主査 よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、まず私から諮問書に基づきまして、簡単に諮問案件についてご説明をさせていただきます。その後、所管課より重点項目評価書についての説明を行わせていただきます。

それでは、諮問書をご覧ください。つづりの資料の1枚目、こちらが諮問書でございます。諮問の趣旨でございますが、平成26年4月に特定個人情報保護評価制度が施行されまして、本区におきましても各評価実施機関におきまして、特定個人情報保護評価の実施及び各年度における見直しを行ってまいりました。この点につきまして、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に、評価の再実施をするよう努めることとされておりまして、本区におきましても、令和元年8月から各評価実施機関において再実施に取り組んでいるところでござい

ます。

この度、個人住民税の賦課・徴収に関する事務について、しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなりまして、本区においては、重点項目評価書の作成に当たって、第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について、本審議会にご意見をお伺いするものでございます。

それでは、所管課から重点項目評価書の詳細について、説明をさせていただきます。お願いします。

○税務課長 マスクをしたままで失礼いたします。それでは、私から個人住民税の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報保護評価について、まずご報告させていただきます。

では、資料に沿って説明をさせていただきますので、資料の14ページをお開きください。こちらに記載させていただいているとおり、私ども税務課では賦課期日である1月1日に文京区に住所を有する方に対し、課税資料を基に個人住民税額を計算して賦課決定し、納税通知書、税額通知書を送付して個人住民税を徴収します。賦課・徴収に関する事務内容における特定個人情報保護評価実施に当たってのしきい値判断でございますが、こちらは資料の16ページをご覧ください。特定個人情報の対象人数については、納税義務者及びその被扶養者となり得る全ての方を対象と捉えております。平成31年度個人住民税の賦課期日である平成31年1月1日現在の文京区の人口が22万1,489人でした。また、平成29年7月より税情報が情報提供ネットワークシステムに連携されましたので、平成29年度からの住民登録以外課税者4,684人と平成29年、30年に区外に転出しました3万8,404人を合わせ、合計26万4,577人が対象者となります。

次に、特定個人情報ファイルの取扱者数ですけれども、昨年4月1日現在の税務課職員が67人、郵便物を扱います臨時職員が11人、委託先の従事者が18人、庁内他部署において個人住民税システム操作者38人で、合計134人となります。

最後に、重大事故についてですが、過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故は発生していない状況です。このようなしきい値判断により、基礎項目評価及び重点項目評価を実施させていただきました。

では、ここから個人住民税の賦課・徴収に関する具体的な事務の流れを説明いたします。

事務の流れに必要な用語について、簡単に説明いたしますので、まず51ページをお開きください。51ページの1行目から6行目までをご覧ください。1月1日に住所のある、又は区内に事業所などがある方に対し、前年中の所得に応じて賦課決定、いわゆる税額を決定するこ

と、特別徴収義務者及び納税義務者に対して税額を通知した上で税を徴収します。特別徴収義務者とは、支払をする給与や年金からあらかじめ住民税を天引きして文京区へ納める義務を負っている事業者などのことを言います。天引きのために必要な情報のやり取りを区で行います。徴収方法の違いは、普通徴収と特別徴収でご覧のとおりです。事務の種別でございますけれども、こちらに振ってある番号の①から⑥までと⑱の事務が賦課事務、課税の事務です。⑦から⑰までが滞納整理も含めた徴収の事務となります。賦課と徴収は一体の事務でございますが、特定個人番号を課税情報ファイルで使用しているのは①から⑥までの賦課事務となります。

続きまして、50ページの別紙の事務の内容に基づいて、事務の流れを説明させていただきます。左側の50ページの図をご覧ください。図の中で網掛けの矢印となっている部分が特定個人情報の流れとなります。矢印の番号と51ページの事務の内容の番号は一致いたします。また、同じ名称の書類でありましても、加筆する場合や收受する場合などで事務の流れが異なりますので、50ページの中に同じ番号や同じシステムの名称が複数出てくる箇所もございます。そちらはご了承ください。

まず、①の矢印のところでございます。①住民基本台帳情報により、賦課期日1月1日現在に住民登録があるものを課税対象者とし、課税システムに対象者情報を取り込みます。続きまして、②の矢印、課税資料を収集するために申告が必要と思われるものに住民税の申告書を郵送し、返送又は窓口での申告書の提出を受けます。給与支払報告者に対しては、特別徴収義務者の実績のある事業者に対し、給与支払報告書の総括用紙というものを送付いたします。特別徴収義務者は、この総括表と④の矢印にあります給与支払報告書をあわせて区へ提出します。③確定申告書、所得税の精算が必要なものが税務署に提出した確定申告書のデータですけれども、これが国税庁から地方税共同機構、国税連携システムを経由して区へ提供されます。

続きまして、④の矢印は年金、給与の支払者からそれぞれ支払報告書が提出されます。こちらは、データ又は紙での提出となります。ほかの自治体から提出される課税資料は、次の2種類となります。文京区民の課税資料がほかの自治体に提出された場合は、データ又は紙で回送されてまいります。区民の方がほかの自治体へふるさと納税した場合は、ワンストップ特例の寄附金特例通知書、ここでいいますと四角の右下の都道府県の、少し斜め上の四角のところの矢印になりますが、こちらは寄附金特例通知書が地方税共同機構を経由して、データ又は紙で提出されてまいります。

続きまして、⑤の矢印でございます。被扶養者とされた区外居住者についての課税状況などを他区市町村長会又は情報提供ネットワークシステムで調査をいたします。

次に、⑥の矢印でございます。⑥は、住民税を算定して発出する矢印となります。給与天引きや年金天引きのために必要な情報のやり取りとなります。具体的に申しますと、年金の特別徴収義務者にデータで税額通知書を送付いたします。給与の特別徴収義務者に紙の税額通知書を送付いたします。給与の特別徴収義務者で希望事業所にはデータで税額通知書を送付いたします。給与から特別徴収される納税義務者個人に対し、特別徴収義務者を經由して紙の税額通知書が渡されます。年金から特別徴収される納税義務者並びに本人が自分で払い込む普通徴収の納税義務者の方に、直接本人へ納税通知書を郵送しています。住民登録がなく、居住実態があるものに課税した場合は、住民登録のある区市町村に294条通知というものをお送りいたします。

続きまして、番号が飛んで18番の矢印になります。課税状況、課税をしたものを中間サーバから情報提供ネットワークシステムに登録いたします。ここまでが賦課・課税に係る事務となります。

⑦から⑰までは徴収事務です。こちらは、特定個人情報の登録がございませんので、斜線のない白い矢印となります。徴収した住民税の収納を管理し、過払いがあった場合に還付を行います。納期限を経過しても納付がない場合は、督促状を送付して財産調査の結果に基づき滞納処分を行います。以上が個人住民税の賦課と徴収に関する事務の流れとなります。この流れに基づきまして、リスク対策について説明をさせていただきます。

資料の37ページから42ページのリスク対策と重なる部分もございますけれども、具体的な事務の流れの中で説明をさせていただきますので、こちらの50ページの表を使ったまま簡単に収集時と利用時、保管廃棄時等その他のリスクという形の四つの段階に分けて順に説明をさせていただきますと思います。

まず、収集時でございます。具体的に収集する資料としましては、税務課において収集する特定個人情報、課税資料として住民税の申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、寄附金控除に係る申告特例通知書、法の294条参考通知、住民登録地外に課税した場合の課税通知になります。課税資料として、ほかの自治体に転出された区民の方の給与支払報告書などがございます。

続きまして、収集時のリスク対策でございますが、住人税の申告時において、申告者本人以外の者との誤りがないように記載されたマイナンバーとマイナンバーカードを照合いたします。窓口では提示、郵送においてはコピーを同封してもらっています。

確定申告書は国税庁から、法の294条参考通知・課税資料はほかの自治体から、地方税共

同機構、国税連携システム経由でデータが送信されます。ID、パスワードが登録された特定個人情報ファイル取扱者以外は、こちらのシステムは操作をすることができません。給与支払報告書、公的年金支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知は、それぞれ地方税共同機構、e L T A X 審査システム経由でデータが送信されております。同じく、ID、パスワードが登録された特定個人情報ファイル取扱者以外は、端末操作をすることはできません。

また、給与支払報告書は郵送でも大量に提出されるため、鍵付きのコンテナに収め、作業時間以外は施錠しております。

以上が収集時のリスクとなります。続きまして、発出時、税務課から特定個人情報を発出する場合の説明をさせていただきます。発出するものとしましては、年金特別徴収税額通知書、給与特別徴収税額通知書、こちらは、データで送るときのみマイナンバーの記載がございます。法の294条3項通知、課税資料として、今度は区に住民登録がない区外在住者の給与支払報告書などを住民登録地に送る場合があります。発出時のリスク対策としましては、年金特別徴収税額通知、給与特別徴収税額通知はそれぞれe L T A X や審査システム、地方税共同機構経由でデータで送信しております。給与特徴税額通知は、希望事業所には保護番号を事前に設定したメールアドレスを送付し、IDとパスワードで、ログインのためのパスワード及びダウンロードするための保護番号が必要となりまして、データを取得できる2段階認証を実施しております。法の294条3項通知、課税資料はほかの自治体へ、国税連携システム、地方税共同機構経由でデータを送信いたします。それぞれ、ID、パスワードが登録された特定個人情報ファイル取扱者以外、端末操作をすることはできません。

3番目に、収集した資料の保管・廃棄時のリスク対策について説明させていただきます。保管につきましては、搬入された紙媒体の課税資料は事務室内の鍵のかかるキャビネットに鍵付きのコンテナの中で保管しております。搬入処理後のデータ課税資料はシステム内で保管し、ログ、ID、パスワード、生体認証で権限のある特定個人情報ファイル取扱者以外端末操作することはできません。執務室外に運ぶ場合には、蓋付きの籠に入れて移動しております。庁舎外の資料の移動が必要な場合には、鍵付きのキャリーバックや鍵付きのブリーフケースに格納し、複数人により移動することとしております。資料の廃棄につきましては、保存期間を経過した資料は廃棄記録を保管し、復元できない手段で廃棄することとしております。

四つ目、最後のその他のリスク対策でございます。委託事業者に対するリスクでございますけれども、まずe L T A X の審査システムに関する業務委託をしております。ネットワーク経由で送受信される各種システムの運用支援を行っているものになります。スタッフによる情報

漏えいや不正に特定個人情報を利用することのないように契約内容に個人情報に関する事項を明記しております。アクセスログも記録しております。

続いて、端末操作の中では各職員の専用の端末ではユーザーID、パスワード、生体認証によるログインを実施しており、業務に無関係な職員は操作をできないように制限しております。

また、窓口当番の場合には窓口端末にログインし、当番交代時にはログアウトして次の当番がログインし、業務に当たっております。

個人情報の取扱いにつきましては、本年よりセキュリティプリントを実施しており、個人データの出力指示をした職員がIDカードをプリンターのリーダーにかざすことにより、指示した職員以外の者がプリントアウトしたものを間違えて持っていくことのないようにしております。

職員教育として、個人情報保護に関する研修の受講を推奨しております。新たに税務課に配属となった職員に対しては情報セキュリティに関する研修を実施しております。

eラーニングによりマイナンバー制度の研修を自分のペースで各職員に受講してもらっています。

情報漏えい時対策としましては、万が一漏えい事故が発生した場合には、税務課設置マニュアルに則り事実確認、被害拡大の防止を行い、直ちに部長、副区長、区長へ報告するとともに、関係部署へ報告いたします。個人情報が他人に知られてしまった場合には、当事者に謝罪するとともに、知ってしまった方へ経緯説明を行い、報道機関へ公表いたします。マイナンバーに関する事案であれば、個人情報保護委員会へ報告いたします。事後対応として、再発防止を検討し具現化いたします。

また、職員への周知徹底を図ります。

私からの説明は、以上となります。

○内山会長 それでは、諮問に関して事務局からのご説明が終わりました。

○杉原委員 よろしいですか。この団体内統合宛名（中間サーバコネクタ）システムのこのほかのシステムとの接続部分だけが既存住民基本台帳システムとの接続が○になっておりまして、私の理解では、既存住民基本台帳システムにアクセスするのは、前回住民基本台帳システムとの連携で市町村CSとログインすると。そこの中で連携しているものは住民基本台帳システムを見て照合する必要があるということで、それは住民基本台帳の関連事務だとそういうことが起こるだろうと思うのですが、税務課の中でこういう別の端末の既存住民基本台帳システムを閲覧するんですかね。どんな業務になるんですか。

○**税務課長** 住民情報を取り込むときに、こちらと接続して取り込んでいるというような形になります。

○**杉原委員** 取り込むというのは。

○**税務課長** 住民税の場合は、課税対象になり得る全ての方が対象という形で考えていますので、入力漏れ、転記漏れがないようにその住民情報のデータを基幹システムの中に接続して、取り込ませて反映させて連携しているというような形になります。

○**杉原委員** どんな方がこの端末を触る作業をされるんですか。イメージが湧かないんですけども。

○**税務課長** 中間サーバコネクタの端末でしょうか。それとも税の機関でしょうか。

○**杉原委員** 税務課のお仕事の中で、別端末で住民基本システムにアクセスする理由というのが、どんなお仕事の関係なのかということを知りたいだけで、大したことは聞いてないです。

○**税務課長** 大変失礼いたしました。課税の計算をするに当たって、その方の個人情報を特定するためにアクセスしております。

○**杉原委員** 課税計算するとき、住民基本台帳に関する関係事務で、私の理解が乏しいわけですが、団体名統合宛名システムというのは、そこで住民基本台帳に関する関係事務の中で既存業務システムと市町村CSと合わせる必要があるもので、そこで取り込んだりして、一部限定された人が既存業務基本台帳システムへのアクセスが許されると、そんな理解でよろしいんですよね。だから、そのところは、例えば、個人番号に関する医療事務に関わる人しかアクセスできなくて、仮にそういう他課の人が見るときには、個人番号とかはマスキングされて見られないという説明を前回聞いて、これは当然税務に関する事だから、個人番号利用事務に該当すると思うんですが、ほかのシステムの中で指標はなくて、ここで改めて中間サーバのコネクタのときに、改めて税務課に属する職員の方もそこはアクセス権を持っていると、データを取り込むことが可能だという、そういうことでいいんですかね。

○**情報政策課長** 限定的な職員だけです。全員が見られるというわけではないです。

○**杉原委員** というのは、気になったのは、要するにここだけということなんですよ。基本的には住民情報提供ネットワークシステムへのアクセスはこの税務課の業務では使わないけれども、この中間サーバコネクタのシステムをやるときだけは、そこを取り込む必要が出てくると、税務の関係で取り込む業務が出てくるといって、そういうことですね。

○**情報政策課長** そうです。

○**杉原委員** 分かりました。ここで、質問の意味はこれからですけども、中間サーバ連携で

オンラインデータの連携をして、オフライン団体連携の媒体作成を行うという、その媒体というのはどんな媒体なんですか。

○**税務課長** すみません、媒体等という言い方をしておりますが、閉鎖されたネットワークの中でデータのやり取りをするためのF i l e Z e nというツールがございまして、そちらのことを言っております。

○**杉原委員** 記録媒体ではないということね。

○**税務課長** そうです。

○**杉原委員** ファイル転送を行うときに、それをファイル転送のネットワークの仕組みを媒体というふうな、要するにデータが転送されるイメージでやるからですか。

○**税務課長** 媒体等という意味。

○**杉原委員** 媒体等と言っているのはその意味で、例えば、通常連想されるU S Bメモリとか、D V Dとかそういうのを使うという意味ではないと、そこに媒体等という意味があったと。分かりました。要するに、ファイル転送ということですね。

○**税務課長** そうです。

○**杉原委員** ありがとうございます。

○**内山会長** それではどうぞ、堀委員。

○**堀委員** 堀です。質問させていただきます。先ほどのご説明の中で、多分ページでいうと42ページに該当するのかなと思います。職員に対するeラーニングということで、個人情報の保護というか、情報セキュリティの研修を行っているというご説明がありました。一番直近は昨年度になるんでしょうか、一番直近での個人情報保護に関する研修の受講率、あるいはその次に情報セキュリティに関する教育及び研修の受講率を教えてください。

○**税務課長** まず、eラーニングの受講率でございますけれども、こちらは受講が終了しない限りは組織名簿で誰がまだ受講終了していませんというような進行管理ができるものになっております。基本的に年度末までに100%という形で受講しているものになります。

それ以外では、情報の研修としましては、新人職員が転入するときには、必ず情報政策課から情報セキュリティ研修というのを実施しております。それとあわせて、転入時には税務課長からも個人情報の取扱いについてということで、課税業務、税務業務の中の一端の中で研修というのを、講義を受けていただくというような形のものをやっています。

○**情報政策課長** 補足しますと、情報政策課と総務課からも個人情報保護についての研修を行っています。転入職員は必ずやっています。

- 堀委員 現在までの受講率ってどのくらいですか。職員に対する受講率として。
- 情報政策課長 100%です。
- 堀委員 100%ですか。
- 情報政策課長 転入してきましたら、必ず最初に受けてもらいます。
- 堀委員 新しい職員ということですよ。それから、1年に1回受講するという、元の職員の方も毎年1回受けられる。
- 情報政策課長 例えば、新規採用で入ってきましたとか、あとはほかの例えばアカデミー推進課から異動してきました、そういった職員に対して全員に研修を行っています。
- 堀委員 それ以外の職員の方は、過去に1回受けていれば、もう受講はしないということですよ。
- 情報政策課長 それに対するeラーニングをしているということです。
- 堀委員 eラーニングは3月末までが受講の期限だと思うんですが、現在のところの受講率というのはどのくらいですか。
- 税務課長 現在の受講率について、今数字を持ってきていないんですけども、進行管理が11月時点と2月時点でまだ受講が完了していない職員に対しての組織メールというのが来ていますので、3月終了までに進行管理として、受講するような形の指導をして、これから100%を目指して進んでいるところでございます。
- 堀委員 課長さんが見られて、ほとんどがもう受講が終わっているのか、あるいはまだ進捗はしていないのか、その辺のざくっとした、そのパーセンテージの数字はよろしいんですけども、感じはどんな感じでしょうか。
- 税務課長 感じとしては、3割くらいは終わっていない感じになります。その3割はやはり毎年受講しているものですから、どうしても業務が忙しいときに後回しにしているという感はあるのかなとは思っております。
- 堀委員 ありがとうございます。分かりました。
- 内山会長 ほかにご質問等はございますでしょうか。どうぞ。
- 海老澤委員 37ページなんですけれども、言葉が分からないので。リストを出力するという言葉で、これはデータのリストのことを言っているのか、出力という言葉なので紙なのかという、この辺がよく分からないなと思って。それと、先ほどの説明の中にも幾つかあった、データ若しくは紙媒体という言葉が何回も出てきたのと、ここの8行目にもデータ若しくは紙媒体という文言があるんですけども、紙媒体って実際にどれくらいあって、紙媒体のチェッ

クって、結局読み合わせでチェックしていくのか、どうやってチェックしているのか。

○**税務課長** まず、住民異動は、紙で出力しているものになります。先ほど、委員から一番最初にご質問いただいたこのリストの部分は、紙になります。職員が目視でチェックをするものになります。

先ほどの説明の中で何回か出ささせていただいた課税資料がデータ又は紙媒体という違いなんですけれども、自治体によって電子データで回送してくるところと紙媒体を使ってくるのと、相手先の自治体の判断によって分かれているというところがございます。今、少しずつ電子が増えてきて、55%くらいが電子というような形になっていますが、まだ電子化に追い付いていない自治体だと紙媒体での提出が多いというような形になります。

○**海老澤委員** それも、結局は目視でやるということになるわけですよね。紙で来たので入力する作業があるわけですよね、それは、ダブルチェックでやる。

○**税務課長** ダブルチェックでやっております。

○**海老澤委員** 紙媒体で来るというのは、ファックスで来たりするんですか。それとも、郵送で来る。

○**税務課長** 基本は、郵便物として送られてきます。

○**海老澤委員** その辺は心配ないんですね。

○**税務課長** 全て郵送となっていますし、搬入のときには必ずこぼれないように蓋付きのものと運ぶというような形でチェックしております。

○**海老澤委員** 文京区からほかの自治体に渡すときは、データで渡しているんですか。

○**税務課長** データで渡しているものと紙とがあります。当初課税の部分は、一番最初に税決定をしたときにはデータでお送りして、その後変更の課税が生じたときには紙で送らせていただいております。

○**海老澤委員** 去年、プリンターが駄目だった何かで。

○**税務課長** 申し訳ございませんでした。

○**海老澤委員** いえいえ、もうあれなんですけれども、そういう違う人に行ってしまったときは、もう謝って終わりにする。

○**税務課長** 事故が起きてしまって、万が一違う方に違う方の個人情報がお手元に行ってしまった場合は、私たち職員が必ず回収をさせていただく。お手元にある資料を回収させていただいて、その上で先ほど口頭で申し上げたとおり、再発防止策、間違えられてしまった方に対しては、なぜ間違えられてしまったのかという経緯というのをきちんと説明させていただく。そ

の上で、基本は回収、一応私どものマニュアルでは50キロ範囲以内の方には基本的には職員が訪問して相手の方のご了承が取れば、回収させていただくという形で定めております。

○情報政策課長 すみません、今年から機器更新に合わせまして、情報セキュリティの観点でセキュリティプリンターを導入しております。例えば、私が出力指示をしました。そうしますと、プリンターに私のカード、ICカードをかざさないと出てこない。ですので、ほかの人の帳票を取るというリスクは非常に少なくしているということです。

○海老澤委員 分かりました。ありがとうございます。紙がなくなるといいですね。目視ってとても不安を感じますよね。分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 どうぞ。

○杉原委員 質問じゃないんですけども、私が先ほど既存住基システムの何を使うのかという問いに期待していた答えが、この37ページの④のところに、多分あるのかなと思ったのですが、それでよろしいですかね。要するに、こういうような1月1日時点の住所を有しているかどうかということを見るために、既存住基システムへアクセスする。そういうことですよ。

○税務課長 すみません、説明が足りなくて失礼いたしました。

○杉原委員 多分、どういうことでやるのか、私が見落としていたので。分かりました。

○税務課長 失礼いたしました。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 後藤と申します。よろしく願いいたします。何点かお伺いをいたします。

まず、この対象者の方のデータですが、確か地方税法の規定で保管が7年ですね。7年たったところで基本的には削除をする。その段階から、いわゆる滞納が続いている方、滞納繰越を行っている方は基本的には残す。

○税務課長 基本的には残します。

○後藤委員 形ですね。しきい値の説明のところで、課長さんから1月1日現在の住民基本台帳の登録者、それから住民基本台帳の登録にはないけれど、事業者から通知等があった方と、それから異動された方、転出された方という形での説明があったのですが、滞納繰越の方というのはどんどん積み上がっていったりすることが多いのですが、その辺は先ほどの人数には入っていますか。

○税務課長 重なる部分もございます。現在文京区で滞納繰越となっている方は、2月19日現在ですと8,371名いらっしゃいます。区内にいらっしゃる6,800名の方は先ほどの

課税の人数と重なる部分がございます。区外転出されてしまった方としては、1,571名把握しているんですけども、税の場合は租税の徴収権の消滅時効が法定時効から5年というような規定がございます。こちらは、5年経過しますと、納税義務者の援用を必要とせずに絶対的に消滅いたします。あとは、これに加えて文京区の場合は、現在は徴収率が99%を超えております。絶対的な時効の援用を待たなくても、調査が進む中で例えば困窮世帯である、そういった場合、困窮世帯であるというようなことがこちらの調査で分かった場合には執行停止になり、即時欠損というような形で、課税で落としてしまったものはデータとして保存はしないということです。保存年限を超えて保存するということにはございませんので、そういった形でこちらも進んでおります。

○後藤委員 ありがとうございます。

それから、従事者の方についてのご説明がございました。確か130数名というようなご説明であったかなというふうに思いますが。

○税務課長 134名です。説明させていただきました。

○後藤委員 これは、税務課の職員の方以外に、特に福祉関係で課税情報、所得情報を利用することが多いというふうに思っているのですが、そういう方々あるいはそこで従事をされる、いわゆる短期間の職員の方、アルバイトの方ですね、そういう方を全て含んでいるという理解でよろしゅうございますか。

○税務課長 含めた数になります。

○後藤委員 そうですか。それから、もう一点、説明は、全体が終わっているという理解でよろしゅうございますか。例えば、44ページからです。この辺りについても、恐らくいろいろと具体的な事務なり制度なりがスタートするとか、変更があるということで、適切に対応していただいていると思います。新規ということであると、どこかに課長さんの名前が出ていたところがあったんですよ。この辺りは、例えば、人事異動に伴うようなところの部分というのは、44ページですね、逐一上げなくてもいいのかなと思ったりしましたので、取扱いについては適宜ご判断をいただけたらと思いました。以上でございます。

○税務課長 ありがとうございます。29年以降は課長名という形で、こういった形での変更はしない形に処理しております。

○後藤委員 ありがとうございます。

○内山会長 どうぞ。

○杉原委員 受理される方が134名で、重要な情報へのアクセス権を有する者という記載を

しているんですが、そのアクセスする場所ってこの庁舎内以外のところからのアクセスはあるんですか。

○税務課長 庁内です。

○杉原委員 庁内だけの人で134人ということですね。分かりました。

○税務課長 委託先の従事者も庁内だけです。

○杉原委員 それではこの中で、前回聞いた、例えば、派遣会社の方で業務請負をやっているような方もそういうことがメインですかね。あれは住民台帳事務でしたが、そちらではその会社の名前はなかった。一つは、今度は委託先の概要がございますね。その中にはそういったような従事される方が所属している会社というのは、これはどこにあるんですか。ページ数でいきますと、委託先は何ページになるんですか。

○税務課長 委託先は、32ページと33ページです。

○杉原委員 この中に委託先に従事している人の10何名ですか、この会社のどこかに所属している人だということになるんですかね。

○税務課長 そうです。

○杉原委員 そういう、全職も含むわけですかね。

○情報政策課長 ここにあります株式会社データサービスというのは、パンチの会社です。

○杉原委員 分かりました。庁内で。

○情報政策課長 14階のそういったセキュリティが堅牢なところで作業を行っております。ほかに持ち出すことはございません。

○杉原委員 ありがとうございます。

○内山会長 ほかにご質問等はございますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○二瓶委員 32ページの外部委託ということで、例えば、日本電気株式会社さんなんていうのは、もうずっと従来この1社、他社から変更して何年かごとに変えているなんていうことはなくて、最初からここにお願いしているという理解でよろしいですか。

○情報政策課長 更新のときのタイミングでプロポーザルは行っておりますけれども、たまたま日本電気が選ばれているという状況でございます。

住民情報システムが始まってからは変わってございません。事業者としては変わってございません。

○二瓶委員 ほかにこういう、例えば、各種処理の実行や帳票の印刷なんていう業務を請け負える先というのはあるんですかね。

○情報政策課長 はい、ございます。

○二瓶委員 ありますか。と申しますのも、国民年金基金がこの間誤発送してしまった事故が、違う方にほかの方の情報が行ってしまった、源泉徴収票か何かの発送をミスしてしまって、大量にそういうものを送ってしまったという事故があったそうです。その原因調査をしていく過程で、どうやらデータを自動発送する、発送先の業者がもうほぼそこ独占で、そこしかほぼ請け負えないような量、国民年金基金なので大量だということで、そこしか無理で、ほかにそこがミスしたからといって変えようということとはできないような問題を抱えていらっしゃる聞いたもので。別に、ここの業者が悪いと言っているわけでは全然なくて、もし事故が起こったときにほかに移れるのかなというのが心配だったものですから、競合他社的なものがあるかどうかというのは、そこは大丈夫ということで理解してよろしいですか。

○情報政策課長 こちらのオペレーション業務におきましては、区民の方やお客様に直接何か通知をお出しするとか、そういったことはございません。14階マシン室の中でバッチ処理のコントロールをしたりだとか、あとは帳票の印刷をしたりとか、そういった業務でございまして、直接発送するとかということとはございません。

○二瓶委員 外部漏えいという事故に限らず、何かしらの情報ミスをして、他社にいるという理解でよろしいですか。

○情報政策課長 はい。

○内山会長 私からも、リスク管理ということで、いろいろ採用されているということは理解できましたけれども、通常のリスク管理ですと、例えば、地震があったときにどうするかとか、そういう職員の方は文京区にはいないかもしれませんが、違法に情報を持ち出すというふうな犯罪的な行為をする人が出た場合、いろんなリスクがあるかと思うんです。通常はこういう場合は、そういうことは当然のこととして対応はされているけれども、こういう評価の中では、リスク管理の中ではしないものなんでしょうか。通常の企業のリスク管理なんかですと、例えば、こういうコロナウイルスが蔓延したときに企業が存立できるかどうかということについてのリスクですとか、そういうようなことをリスク管理の中でやるんですが、ここで伺っている限りにおいては、担当される職員の方に対して教育をするというところまではリスクだということをやっています。

○税務課長 今回の中で説明させていただいたリスク対策は、あくまでも税務課の事務のシステムの運用の中でということで、我々職員全体としては、全庁的にそういった、例えば、地震ですとか、災害のときには業務継続計画の中でリスク管理をされている部分がございます。今

回のそれについては、税務課のシステムを、特定個人情報の利用の事務に関わる部分だけを説明させていただきました。

○内山会長 そうですね。私が申し上げたいことについては、当然リスク管理として、文京区全体として管理されていることとして理解してよろしいでしょうか。

○税務課長 はい。

○総務課長 補足ですけれども、もっと広い意味でのリスク管理というのは、地方自治法の関係なんです、内部統制というものが始まりまして、令和2年度から運用し、地方自治体は我々のところだと努力義務でありますけれども、文京区はこの4月からスタートする、運用するということで方向性を決めまして、今それのための最終的な洗い出しの準備というような作業を全庁的に行っております。広い意味でのリスク対応は、そちらの中でもやっていく形になっているとご理解いただければと思います。

○内山会長 結構です。ですから、ここで殊更そのことについてまでは書いていないというだけのことで、やっていないわけではないということですね。

○総務課長 はい、そうです。

○杉原委員 遠隔地にバックアップは取っているんですね。

○情報政策課長 テープなんですけれども、1週間に1回なんです、遠隔地保管のバックアップは取ってございます。

○内山会長 今、ご審議をいただいてご質問等をいただきました。ご質問いただいた事項については説明がされて、ご理解をいただけたものと思います。諮問がされているこの評価書に基づく評価ということについて、適切かどうかというふうな答申をさせていただこうかと思うんですが、何か答申の中で付け加えること等は、ご意見としてございますでしょうか。特記する事項ですとか付記する事項等がある。なければ、あらかじめ事務局で答申案を用意してございますので、それをご覧いただいて、さらに答申案がそのとおりでよろしいかどうか、ご審議をいただきたいと思います。

○総務課長 会長、すみません、答申案を皆様にご確認いただく前に、担当課はこれで退席をさせていただいてよろしゅうございますか。

○海老澤委員 大したことじゃ全然ないんですけれども、ひとり親家族にも助成とかってありますよね、補助とか。そういうのって、今内縁の方にもしているじゃないですか。そういうのは戸籍の中には見て分かるようになっているんですか。

○税務課長 今度、新しく始まるひとり親の控除の部分ですか。

○海老澤委員 いろいろなもので、ひとり親の控除っていろんな控除があるじゃないですか。そういうときに、ひとり親だけど内縁みたいになっている人って世の中にいたりする。戸籍上はそうじゃないけれども、籍は入れてないけれども内縁って書いてあると前聞いたので、そういうのっていうのはデータ上分かるんですか。それとも目視なんですかと思って。

○税務課長 住民票の中に、未届の妻、未届の夫という形で記載が出てくるので、そのデータを引っ張ってくると、それは私たちも確認はできるという形になります。

○海老澤委員 データ上にちゃんとあるんですか。

○税務課長 もし未届の妻、夫という形のお届けをいただければ、そこで確認ができます。

○海老澤委員 分かりました。そうしたら、世帯として判断できると。

○税務課長 その場合は、世帯として判定します。

○総務課長 その他、よろしければ担当課は失礼をさせていただきますが。

○海老澤委員 ごめんなさい、もう一個。議事録を見ていて思い出したんですけども、前回、戸籍住民課に質問したときに、現状としてファイルは転送だけで、USBはもう使っていませんという話があったんですが、USBについての記載は評価書の中からはなくなるのか。

○情報政策課長 基本的には、USBは使いませんが、例外的に使うことも今後想定はできるかなと思っているんです。

○海老澤委員 なので残しておく。

○情報政策課長 はい。絶対にないとは言えないところではございます。基本的にはFile Zenという製品を使ってファイル転送をさせていただきます。

○海老澤委員 分かりました。ありがとうございます。申し訳ないです。

(税務課職員・情報政策課職員 退室)

○内山会長 それでは、答申案文について、頭書きはいいですから、1 諮問事項から読み上げていただきますでしょうか。

○総務課長 では、私から、読み上げさせていただきます。答申の1 諮問事項のところから読ませさせていただきます。

1 諮問事項 個人住民税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施における重点項目評価書の第三者点検について

2 審議会の結論 本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき評価が適切に行われているものと認められる。

3 理由

(1) 適合性について

当該事務について、取り扱う特定個人情報ファイルの対象者は10万人以上30人未満となっており、取扱者数は500人未満である。

また、評価実施期間において過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事項は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は重点項目評価の対象である。

また、前回実施より5年を経過する前に、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている各事項について、検討し、具体的に記載したものとなっており、評価の実施時期、実施主体等についても指針に適合したものとなっている。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分はなく、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について

当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについては理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転にて情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。

また、その措置についても個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。

このなお書きは前回も戸籍住民課のところで頂戴したご意見を仮で今付けております。なお、昨今、地方公共団体において情報漏えいやシステム障害といった事故が発生している現状を踏まえ、各実施機関においても様々なリスクを分析し、その防止措置に取り組むことで、引き続き個人情報の適切な管理・運営を継続されたい。以上でございます。

○内山会長 なお書きの部分は、例えば、神奈川県等のハードディスク問題ですとか、いろいろなことがないわけではないので、幾ら嚴重にやっても事故は起こるかもしれないということも含めて、なお書きを書いていたということ。

○総務課長 前回、やっぱり神奈川県の事故もあったことを受けて、このなお書きをということで委員さんからご提案を頂戴しましたので。

○内山会長 そうですね。ということで、事務局にあらかじめ用意していただいた案文を読み上げていただきましたけれども、この案文に加えて何か付記すべきことがあればおっしゃっ

ていただければ、それを審議させていただきたいと思います。

ご質問いただいた事項はほとんどが課税の事務について、具体的な作業等についてご説明をいただき、それについては理解ができる説明があったかと思います。

それでは、ご意見がなければ、この案文をもって答申とさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○内山会長 それでは、そのように決させていただきます。

ということで、議事の1番、諮問についてのご審議は終わりました。続きまして、報告事項のご報告をいただきます。

まず最初に、報告第1号について、ご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、報告資料、報告第1号をご覧いただければと思います。まず1点目で、私から特定個人情報保護評価取組状況についての報告をさせていただきます。

こちらが報告第1号でございますが、この資料は文京区において行っております評価の実施状況の一覧でございます。

項番1としまして、基礎項目評価実施事務、こちらが18件、項番2としまして、前回とそれから今回の運営審議会でご審議いただきました重点項目評価実施事務、こちらが2件、あと、恐れ入ります、裏面でございますが、項番3、個人情報保護評価が義務付けられていない、対象人数が1,000人未満の事務、こちらの一覧が3となっております。今年度は、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づきまして、評価の再実施を行った年でございます。次年度以降につきましては、評価の見直しを実施していく予定としております。

報告は、以上でございます。

○内山会長 ただいまご説明いただいたことについて、ご質問等があれば伺います。どうぞ。

○杉原委員 3番の対象人員1,000人未満のため実施していないというのは、これは他のPIAの対象を含めてですか、共通の基準なんですかね。それとも文京区での基準ということなんですか。委員会で定めて1,000人というのが行かないということですね。ということは、この業務で行くと、例えば、一番目の業務で1,000人を超えている自治体があったら、基礎項目評価に移るといふ、そういうことですか。

○総務課長 そうなります。

○杉原委員 ありがとうございます。

○内山会長 これは、委員の皆様は、本日初めてご覧になる状況だと思しますので、本日は報告をいただいたということにさせていただいて、ご質問等があれば、それぞれご質問いただければ対応はしていただけると思しますので、報告については、報告は承ったということにしておきましょう。

続きまして、報告第2号について、ご説明いただきます。

○総務課長 会長、すみません、報告2に入る前に、報告の1で1番の基礎項目評価を私は先ほど18件と申し上げたのですが、19件でございますので、訂正をさせていただきます。

では、2番目の報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、報告第2号でございます。こちらは、死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについてでございます。資料は報告第2号、こちらをご覧ください。

なお、本件につきましては、平成30年度、一昨年度になりますが、死者に関する情報の考え方及び運用の見直しの検討を進めていく、そうした旨を一度ご報告させていただいております。今回はその見直しの経過についてご報告をさせていただくものでございます。

まず初めに、項番の1、見直しの経緯でございます。こちらのきっかけは、平成28年度の審査請求でございます。事案の内容でございますが、遺族から故人の要介護認定、こちらの状況が分かる資料というものにつきましての自己情報開示請求がございまして、実施機関であります介護保険課では、遺族自身の個人情報には該当しないという判断して、非公開の決定を行いました。この決定に対しまして、遺族から審査請求が提起されたものでございますけれども、その際に文京区情報公開及び個人情報保護審査会、こちらでは区の判断は妥当としつつも、死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合、こういったものを、より明確な基準として設けることが望ましいという付言を頂戴しております。

なお、死者の情報の取扱いについての本区の現状としましては、項番の2のとおりでございます。内容ですが、死者に関する情報については、個人情報に含めて取り扱うこととしておりまして、「相続した財産に関する情報」、「相続した損害賠償請求権に関する情報」、「死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報」につきましては、遺族等自身の個人情報として取り扱い、開示請求の対象とみなしております。

次ページ、裏面をご覧ください。今回の見直しの検討に当たりまして、死者に関する情報に対しまして、どのような開示請求が過去になされていたのか、また、各所管課において、遺族に対する死者の情報提供をどのように取り扱っているかにつきまして、調査・ヒアリングを行

っております。

まず、項番3でございます。平成22年度以降でございますけれども、死者の情報に関する自己情報開示請求を確認したところ、戸籍及び福祉部門の課に対しまして、被相続人の死亡をきっかけとして、相続争いの解決手段として開示請求を求められている事例が多いことが確認できております。

続きまして、下になります、項番4でございますが、自己情報開示請求以外の死者の情報に関する取扱い、こちらについて調査を行った結果でございます。幾つかの所属におきまして、相続人に対して法令に基づく形で死者の個人情報を提供している事例が確認できております。

また、介護保険課におきましては、介護保険課で定めた要領に基づきまして、条例の範囲内において当該死者の個人情報を遺族等に提供しているという事例が確認されております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、調査及びヒアリングの結果を踏まえて、基準内容の見直しを検討を進めさせていただきまして、この運営審議会に諮問をさせていただく予定でございます。

報告は、以上でございます。

○内山会長 ご説明いただいたことについて、ご質問等があれば伺いますが。

これは、検討して当審議会に諮問されるということですか。

○総務課長 そうです。基準を明確に定めるということで、それをある程度固めた段階で、できるだけ早めの段階で審議会に報告させていただきたいと思っております。

きょうの段階では途中までの経過をご報告させていただいたということです。

○内山会長 条例も全く同じではないからということですが、死者の情報について、自己情報として開示できるかどうかということです。訴訟で判決等も何点かあるようでございますので、それらも参照した上で適切にご判断いただければよろしいかと思います。

○総務課長 分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 それでは、報告第2号については了承したということにいたします。

続きまして、報告第3号についてご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直し、この制度改正大綱の公表についてのご報告をさせていただきます。

資料報告第3号のこちらをご覧ください。本件につきまして、報告をさせていただくというものでございますが、令和元年の12月13日に個人情報保護委員会より個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直し、制度改正大綱、こちらが公表をされました。その大綱におきまして、

官民を通じた個人情報の取扱いについて記載がされており、1 ページの項番 1 の二つ目の段落になりますけれども、こちらに記載がございます。具体的には、今後現在条例で定められている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について、地方公共団体と議論を進めることとするとされておりまして、既に個人情報保護委員会におきまして、地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会が開催されているところでございます。

本区におきましては、本区の個人情報保護条例につきましても、この国における検討状況を注視しながら検討を進めてまいる考えでおります。こういう動きがあるということで、まだ、多分恐らく国の検討もしばらく時間がかかるのではないかと思われますが、この辺を注視しているということをご報告させていただきます。以上でございます。

○内山会長 このことについて、ご質問等があれば。

事務局として具体的な対応はまだ決まっていないですよね。

○総務課長 まだそこまでは。国も懇談会を何回かやっているようですけれども、なかなか見えてこないようなところもあるみたいですので。

○内山会長 また変更等があれば当審議会にご説明、ご報告はいただけるということになると思います。

それでは、報告第 3 号について、報告は了承したということにいたします。

ということで、本日予定されていた議事はこれで全て終了ということになります。

3 その他

○内山会長 3 番、その他ということですが、何かございますか。

○総務課長 事務的なことを私からお話させてください。

この運営審議会の次回の予定でございますが、定例報告のため例年どおり 5 月に開催をしたいというように予定をしております。先日、日程調査表というのを一緒にお送りさせていただいていると思いますので、事務局までご提出をくださいますようお願い申し上げます。

それから、前回の審議会にご出席いただきました委員の皆様の席上に、前回の議事録案という状態で配付をさせていただいております。恐れ入りますが、内容をご確認いただきまして、ご意見やご訂正等がある場合は 3 月 26 日までに私どもにご連絡を頂戴できればと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

4 閉会

○内山会長 これでは本日の審議会は終了となります。終了に当たって何かご発言等があれば頂戴させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれまでということにいたします。熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。